



民間から始める 規制改革

～規制改革の提案について～

内閣官房 構造改革特区推進室

〒105-0001

東京都港区虎ノ門1-23-7 第23森ビル6階

TEL 03-5521-6611

FAX 03-3500-0560

構造改革特別区域推進本部ホームページ

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/>

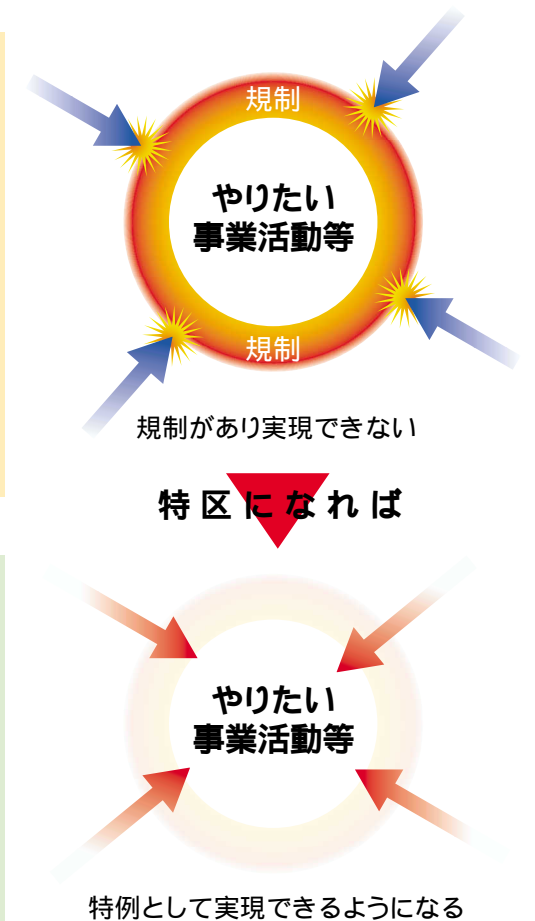
内閣官房 構造改革特区推進室

① 特区活用のすすめ

～特区は地域活性化の起爆剤～

- 国の規制が効率的な事業活動や公正な競争の阻害要因になっていると感じたことはありませんか？
- 有望な事業の構想があるのに、国の規制があるために実現できなかったことはありませんか？

内閣官房では構造改革特別区域（特区）制度を設け、規制改革の要望をとりまとめ、みなさまに代わり規制の所管省庁と折衝し、規制改革を進めています。



構造改革特別区域（特区）とは、地方自治体に限らず、**民間事業者、NPO法人、個人**の方など、どなたでも、規制改革の提案を規制の所管省庁ではなく、内閣官房に対して直接行うことができる制度です

特区は、みなさまがやりたい事業活動等が行えるように規制を改革するための、有効な手段なのです。

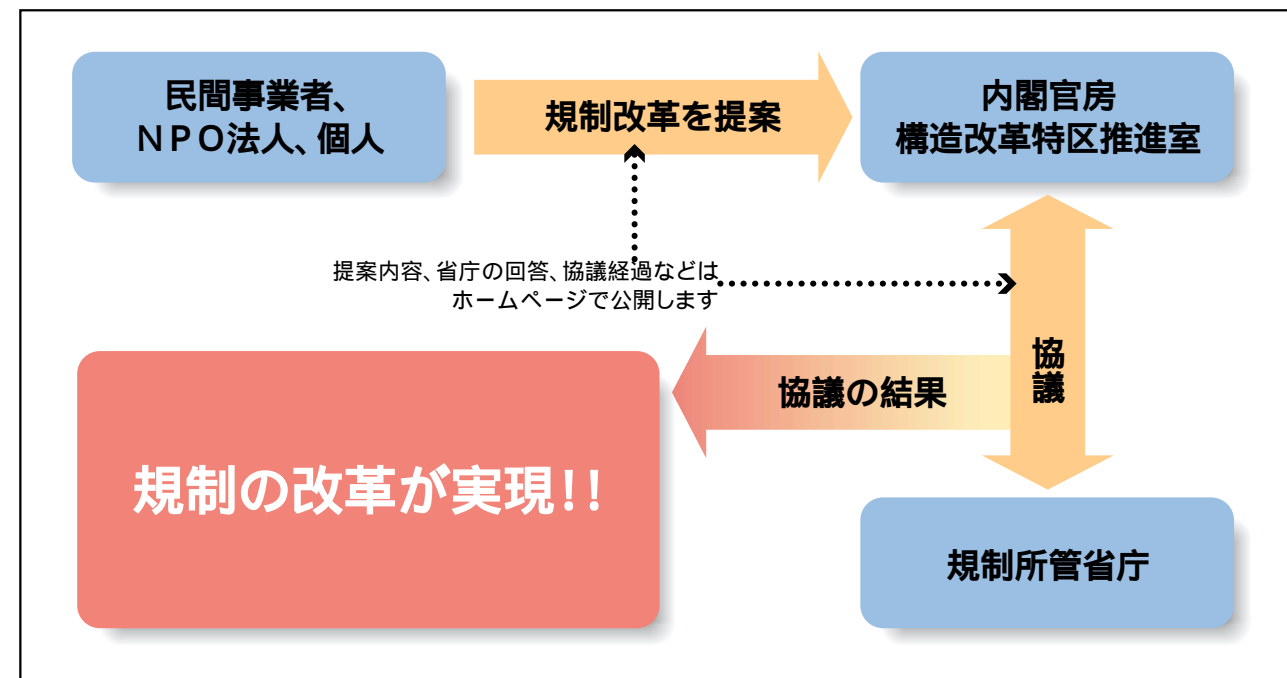
目次

- 1.特区活用のすすめ ……1頁
- 2.実現した規制改革の例 ……3頁
- 3.規制改革の提案の仕方 ……6頁
- 4.提案後の流れ ……8頁

規制改革の提案をすると…

- 内閣官房は関係省庁と「**提案を実現するにはどうすればいいか**」という観点で協議します。
 - 提案の内容、各省の回答、内閣官房からの意見は全てホームページに公開いたします。
 - 関係省庁の回答に対して、提案者から意見を提出することもできます。
 - 教育、農業、医療・福祉、物流、国際交流、産学連携など、様々な分野における規制改革の提案が可能です。
 - 教育、農業、医療といった分野における株式会社参入も規制改革の提案により実現しました。
- (今までに、民間事業者、NPO法人、個人の方などからの提案で、多くの規制改革が実現しています。)

規制改革実現までの流れ



② 実現した規制改革の例

民間事業者からの提案の例



レンタカー型カーシェアリングの無人貸渡しシステムの容認

低公害車を使ったレンタカー型カーシェアリングを行う場合に、無人の貸渡しシステムが認められたことで、

- 自家用車の使用を抑制し、またレンタカーにはアイドリングストップ車等の環境にやさしい低公害車を使用することで、交通渋滞の緩和や生活環境の改善につながる！



株式会社による学校設置の容認

株式会社が学校の設置主体となることが認められたことで、

- 株式会社が大学や専門職大学院を開校して、高い専門性を持った人材を輩出し、卒業生や科目等履修生から多数の起業が期待され地域の活性化につながる！

NPO 法人からの提案の例



NPO等によるボランティア輸送の容認（一部全国対応）

NPO法人等による高齢者、身体障害者の有償ボランティア輸送が可能となり、

○熊本県内10市町では、ボランティア輸送の利用可能者数が増加するなど、身近な地域でより多くの福祉サービスを低コストで受けることが可能に！（NPO法人による福祉車両を使用したボランティア輸送は、全国で可能に。）

NPO 法人関連の提案の例



NPO等ボランティアによる有償クリーニングの容認（全国対応）

第5次提案（平成16年6月）で実現予定の規制改革の事例

クリーニング店がない過疎地において、NPO等が有償で行うコインランドリー等における洗濯の代行が、クリーニング業法の規制対象外と認められたことで、

○在宅の高齢者等が、ボランティアによる有償クリーニングサービスを受けることが可能に！

個人からの提案の例



インターネット大学の設置要件の緩和

インターネット等のみで授業を行う大学を設置する場合に、校舎等施設に関する基準が緩和され、

○従来よりも少額の設備投資によってインターネットのみを用いて授業を行う大学を設置できるようにし、社会人の再教育など社会的な要請に応えることのできる大学等を設置することが可能に！



家畜排せつ物管理基準の適用除外

第5次提案（平成16年6月）で実現予定の規制改革の事例

環境への影響の軽減措置等代替措置を講じることを条件に、家畜排せつ物の管理基準の適用除外が認められることで、

○長年にわたって、ボランティアにより家畜の糞を利用してカブトムシの幼虫を飼育し、そのカブトムシを小学校等に無償配布していた酪農家の方が、その活動を続けていくことが可能に！

③ 規制改革の提案方法

(1) 内部検討

- ① 現行の法令や規制によって実現が困難なプロジェクト、事業、取り組みなどを特定してください。
- ② その実現を阻害している規制を特定してください。可能であれば具体的に、どの法令・通達のどの条項が問題なのか、というところまで検討してください。
- ③ ②で特定した条項をどのように見直せば、①の実現が可能なのか検討してください。

(2) 提案書作成

提案書の様式及び記入方法等は、提案の受付期間が決まり次第、構造改革特別区域推進本部ホームページに掲載します。
(過去の提案時の様式等は、構造改革特別区域推進本部ホームページに掲載しております。)

(3) 提案書提出

- ① 提案の受付は、年に2回実施しています。
(平成16年度は、6月1日～6月30日、10月18日～11月17日に実施)
- ② 作成した提案は、特区室に直接提出してください。

規制改革提案を実現するためのポイント

① 具体的な効果を明確に

規制改革によりどのような事業が可能となるのか、逆に現在の規制によってどのような事業ができないのかを明確に記述してください。

② 参考資料で提案内容を補強

参考資料は自由に添付できますので、実証的なデータ、新聞記事、論文など提案内容を補強するための資料をできるだけ添付するようにしてください。

③ 提案書は早めに提出を

提案の受付期間は通常1ヶ月程度設けておりますが、早めにご相談いただければ、関係省庁に検討を要請する前に、提案者と特区室の担当者間で、提案の内容を十分に調査することができます。

④ 簡単メール相談を積極的に活用

事業活動を阻害している規制の特定、代替措置の検討、提案書の書き方、効果的な参考資料の活用方法など、お気軽にご相談ください。みなさんのお悩みにお答えします。

困ったときには お気軽にご相談いただける「メール相談窓口」を開設しています。

○ホームページの「ご意見・ご質問の募集」を利用して、次の項目を記入の上お寄せください。

- ① タイトルを「簡単メール相談」としてください。
- ② 相談者の団体名又は氏名・所属・連絡先（電話、住所）
- ③ 具体的な相談内容

○ご相談にはメールで対応します。また、ご要望に応じて、必要があれば特区室の担当者（出前コンサルタント）を派遣します。

都道府県に特区エキスパートを設置しています。

○各都道府県が特区制度について相談を受ける「特区エキスパート」を設置して、特区室と連携を図っています。規制改革の提案を検討する際など、特区の制度全般についてお気軽にご相談ください。
(特区エキスパートについては特区ホームページ参照)

4 提案後の流れ

関係省庁と調整

- ①ご提出いただいた規制改革の要望については、内閣官房構造改革特区推進室が民間事業者のみなさまの代わりに関係省庁と協議します。
- ②協議の経過はホームページ上で公開します。民間事業者のみなさまは、関係省庁の対応状況について意見を提出することができます。



関係省庁との協議の結果をふまえ、構造改革特別区域推進本部において対応方針を決定します

【全国措置として実施】

○全国どこでも規制の特例が認められます。

【特区として実施】

- ①要望した規制の特例が実現すれば、特区の認定を受けて事業を開始することができます。
- ②特区の認定申請は、規制改革の提案とは別に、地方公共団体が国に対して行う必要があります。
- ③民間事業者等のみなさまは、地方公共団体に対し、構造改革特別区域計画の案を作成するよう提案することができます。(合理的な理由がない限り、地方公共団体はこれを拒否できません。)
- ④なお、これまでに特区で実現した規制の特例についても、特区の認定を受ければ、事業を開始することができます。

要望が認められなかった場合には、規制所管省庁の回答を検討して、それに対する反論や懸念事項の解決方法、要望を実現することによる効果等をより具体的に明らかにするなど、提案を練り直し、次回以降に再度ご応募ください。

